

令和元年

第4回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和元年第4回志賀町議会定例会会議録

令和元年12月3日、第4回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	浜	村	大			
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦
税	務	課	長	岡	部	亮			
住	民	課	長	西	清	孝			

健康福祉課長	高野正
環境安全課長	宮下隆
商工観光課長	荒川仁
農林水産課長	大谷清樹
まち整備課長	関田勝行
富来病院事務長	川畑智
会計管理者(会計課長)	北富美夫
学校教育課長	山口勝好
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎茂男
議会事務局参事	前田稔
議会事務局主幹	坂上大輔

(議事日程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出 議案第71号ないし第91号(提案理由説明)
- 日程第5 町長提出 議案第85号(質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和元年第4回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

寺井強議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、8番 南政夫君、9番 越後敏明君を指名します。

日程第2 会期の決定

寺井強議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間としたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

寺井強議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 議案第71号ないし第91号（提案理由説明）

寺井強議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第71号ないし第91号を一括して議題とします。以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

小泉勝町長 令和元年第4回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え、今年も、残すところ1か月足らずとなりました。

今年を振り返ってみますと、まず、5月1日には、新天皇が即位され、令和という新しい時代がスタートした、歴史的な節目の年でありました。

そして、近年の異常気象は、今年も例外ではなく、8月末の九州北部豪雨をはじめ、9月の台風15号、10月の台風19号などにより、全国各地で甚大な被害が生じた年でもありました。

また、オリンピック・パラリンピック開催を翌年に控え、出場選手を選考する大きな大会が多く開催されたほか、初めて日本で開催されたラグビーワールドカップでは、日本代表チームの活躍に沸き上がるなど、国民がスポーツに熱狂した年であったとも言えるのではないかと思います。

このように、全国的に様々なことがあった中で、本町では、先月末、3つの嬉しいニュースがありました。

1つ目は、先月23日、24日に開催された東京都知事杯 第10回全国中学選抜レスリング選手権の女子39キロ級に出場した、志賀中学校2年生の岡田夢生さんが、見事優勝の栄冠を勝ち取られたことであります。

岡田さんは、今年10月に開催された全日本女子オープン選手権の中学生の部でも優勝しており、今年、2度目の全国制覇を成し遂げられたこととなります。

岡田さんには、今後も練習に励み、将来のオリンピック代表選手を目指して頑張ってくださいと思います。

そして、2つ目は、テレビでご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、今年で18回目となる、ふるさとCM大賞において、志賀町の作品心を強く、人を強くが、準グランプリを獲得したことであります。

今年は、先程の岡田さんも所属している志賀町ジュニアレスリング教室の皆さんに出演いただき、レスリングを題材としたCMを制作して臨んだところ、伝えたいメッセージが、分かりやすく理解できるCMに仕上がっていることが高く評価されました。

準グランプリの獲得により、この志賀町のCMが、年間50回放送されることとなります。

ぜひ、多くの皆様に、ご覧いただきたいと思います。

そして、3つ目に、町を代表する特産品のころ柿が、先月28日に行われた金沢市場の初競りにおいて、12個入り1箱が、過去最高の20万円で、さらに、30日の大阪市場でも、同じく20万円で競り落とされたことであります。

J A志賀では、平成28年10月に能登志賀ころ柿として、G I登録されて以降も、台湾や香港、中国などの海外へ輸出するなど、販路開拓を行っているほか、昨年からは、最高級のプレミアム規格を設け、さらなるブランド力の強化を図っているところであります。

町としては、プレミアム規格の商品が早期に出荷され、高値が付くことに期待したいと思っております。

それでは、町政の近況と本議会に提案いたしました案件の概要等について、ご説明いたします。

はじめに、タウンミーティングについてであります。

今年のタウンミーティングは、台風や集中豪雨時における避難行動等についてをテーマとし、区長や各種団体の長、防災士、自主防災組織の代表者の皆様を対象として、志賀地域は先月20日、富来地域は28日に開催しました。

近年、全国各地で台風や豪雨等による自然災害が頻発する中で、国では、本年3月に、避難勧告等に関するガイドラインを改定し、その中で、住民は、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動を取らなければならないとの方針が示されました。

また、この方針のもと、自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて、住民が取るべき行動を直感的に理解することができるよう、5段階の警戒レベルを明記して、防災情報が提供されることになりました。

このようなことを踏まえて、タウンミーティングでは、台風や豪雨時には、状況により、まず、町が、自主避難所として、西山台の志賀消防署横の地域交流センターと、富来活性化センターの2か所を開設することや、危険な状況が広範囲にわたる場合には、自家発電設備を完備した公共施設を順次避難所として開設することを説明させていただきました。

また、区長や公民館長に対しては、自らが管理する区の集会所や、土砂災害警戒区域外の公民館を、台風や豪雨が過ぎるまでの間、地区避難所として開設し、自らの地域で運営していただくよう、お願いしたところであります。

このほか、大規模災害になればなるほど、町や消防などの公的支援が行き届かないことが想定され、自分の身は自分で守るという自助と、隣近所、地域で互いに助け合う共助の意識をもって対応していただくことについても、お願いしたところであります。

町としては、台風や豪雨等における町民の避難行動や、現在改訂中の土砂災害ハザードマップのほか、ため池ハザードマップ等についても、さらなる周知に努め、町民の防災意識の向上に繋げていくとともに、今回のタウンミーティングでのご意見を踏まえ、今後の災害対策に活かしていきたいと考えております。

次に、原子力防災訓練についてであります。

先月4日、国の原子力災害対策指針や、県・関係市町等の地域防災計画に基づく総合的な訓練として、石川県原子力防災訓練が実施され、本町から、10地区の

住民の皆様をはじめ、関係団体及び町職員など、約千人が参加しました。

訓練は、本町で震度6強の地震が発生し、志賀原子力発電所2号機の外部電源が喪失し、放射性物質が南東方向に拡散したとの想定で行われました。

住民避難訓練では、原発から5キロメートル圏内の住民及び30キロ圏内の対象地区の住民が、事態の進展に合わせ、自家用車やバスにより、白山市と能登町への避難訓練や要配慮者の放射線防護施設への一時避難を行ったほか、志加浦地区では、道路の寸断により孤立した住民が、自衛隊の特殊車両やヘリコプター、国土交通省の船舶を使って避難する訓練も行われました。

また、オフサイトセンターと本町災害対策本部をはじめとした、国や関係自治体とのテレビ会議による情報共有を行ったほか、関係機関との連携、対応手順などの確認も行ったところであります。

町としては、この訓練を通して、参加者が、住民避難等における避難手順や経路の確認を行うとともに、訓練を重ねることで、避難行動や対応が身に付き、災害時に役立つものと考えており、今回の訓練で得られた意見等を集約し、今後の原子力防災対策の充実に活かしていきたいと考えております。

訓練にご協力いただきました町民の皆様と関係機関の方々には、深く感謝を申し上げます。

次に、厚生労働省による再編・統合が必要な公立病院の公表についてであります。

去る9月26日、厚生労働省は、全国1千455の公立病院や日赤などの公的病院のうち、診療実績が乏しいと判断され、再編・統合を促す必要性のある病院として、424の病院名を公表し、石川県では、本町の町立富来病院を含む7病院が対象であると、大きく報道されました。

町立富来病院では、昨年10月に、急性期一般病床の一部を地域包括ケア病床へ機能転換し、本年1月からは、医療と介護サービスを一体的に提供する介護医療院を開設するなど、改革に取り組んできたところであります。

その結果、病床利用率の改善につながるなど、今年度の経常収支は、開業以来、初めて黒字化となる見込みであります。

このように、改革の成果が表れてきている中での今回の公表は、患者の皆様をはじめ、町民に大きな不安を与えることとなり、大変遺憾に思っているところで

あります。

町としては、今後も地域の実情に合わせた改革を積極的に推進し、町民の皆様
に良質な医療、療養環境を提供していく方針であり、再編・統合については考え
ておりませんので、安心していただきたいと思えます。

次に、企業誘致についてであります。

能登中核工業団地においては、ハッソー株式会社 石川工場の本年8月末の操
業停止に続き、古河電工 産業電線株式会社 北陸工場が、今月末で操業を停止す
ることになりました。

誠に残念ではありますが、企業の経営上の判断であり、町としては、従業員の
再就職に関し、ハローワークと連携して、支援していきたいと考えております。

一方で、明るいニュースとして、カレンダー製造会社の株式会社T S Gが、現
在の工場隣接地に、工場や倉庫を増設する方針を打ち出し、先般、町に対し、用
地取得の申し入れがあったところであります。

同社では、用地取得後、来年3月から工場の建設に着手し、同年10月から増設
部分の操業を開始する予定であり、これを受け、今定例会に、財産の処分の議案
を提出させていただいております。

現在、町では、昨年、能登中核工業団地に取得した土地を、新たな工場用地と
して整備しているところでもあり、今後も、積極的に企業誘致を推進し、1社で
も多くの誘致につなげていきたいと考えております。

次に、豚コレラ対策についてであります。

感染が広がる豚コレラにつきましては、先の定例会でも申し上げましたが、県
では、8月22日以降、白山市内でウイルスに感染した野生イノシシが相次いで確
認されたことを受け、9月に入って、かほく市以北の本町を含む7市町に、野生
イノシシ用のワクチン入り餌、経口ワクチンを散布し、さらに、先月26日から、
同様の範囲で、2回目の散布を実施しております。

また、養豚農家が強く要望していた豚へのワクチン接種については、10月25日
から、県内で飼育する全頭を対象に実施することとなり、本町においては、10月
28日と29日の2日間で、約5千700頭の接種を終えております。

そのほか、全ての養豚農家においては、イノシシの侵入防止柵の設置も完了し
ており、県内最多の飼育頭数を有する本町としましては、これらの対策により、

まずは、一安心という状況ではありますが、今後も、県との連携を図りながら、養豚場への感染防止対策の強化を図っていきたいと考えております。

なお、豚コレラは、人に感染するものではなく、ワクチンを接種した豚等の肉を食べても、人の健康に影響を与えることはないとの国の見解が示されておりますので、安心していただきたいと思います。

次に、若者の移住定住の促進についてであります。

定住促進住宅地みらいとうぶの分譲状況につきましては、能登中核工業団地の立地企業や住宅メーカーにチラシを配布するなどの売り込み等の効果もあり、第2期分譲の31区画については、残り1区画、第3期分譲の16区画については、残り5区画となっております。

これにより、みらいとうぶ全79区画のうち、73区画が分譲済となったわけですが、今後も継続して売り込み等を行い、早期の完売を目指してまいります。

なお、住宅地を購入された方は、3年以内に住宅を建設することが条件となっており、建設完了後には、奨励金を交付しておりますが、今年度は、当初見込みより、完成した住宅が多く、予算が不足したことから、今定例会に、これにかかる補正予算を提出させていただいております。

また、整備を進めてきた高浜東部公園については、今月10日に、トイレ棟の上下水道の接続工事が完了する見込みとなりましたので、みらいとうぶ公園として都市公園に位置付けることとし、今定例会に、条例改正の議案を提出させていただいております。

次に、指定ごみ袋の導入についてであります。

本町では、平成23年から、家庭ごみのうち、可燃ごみを全量有料化とし、45リットル以下のごみ袋に、1枚30円のごみ処理券を貼って、出していただいております。

しかしながら、近年の環境問題への関心の高まりや、単身世帯や高齢者世帯が増加する中で、少量のごみしか出さない世帯にとっては、溜めておくこともできず、小さなごみ袋又は少量のごみしか入っていない45リットルの袋に、30円のごみ処理券を貼って出さなければならないといった状況も見受けられ、不公平感が生じておりました。

このため、町では、こうした課題に対応するため、本年7月29日に、町廃棄物

対策審議会に家庭ごみ有料化実施計画（案）について諮問し、先月5日に答申をいただきました。

町では、この答申を踏まえ、さらなるごみ減量化の推進と負担の公平性を確保するため、家庭ごみのうち、可燃ごみの排出方法について、現行のごみ処理券を貼って出す方法に加え、新たに10リットルと20リットルの2種類の有料指定ごみ袋を設けることとしました。

料金は、10リットルが1枚15円、20リットルが1枚25円とし、併せて、45リットル以下のごみ袋に貼るごみ処理券は、現行の1枚30円から35円に改定させていただくこととしております。

これらの見直しにつきましては、来年10月1日から実施を予定しており、今後、説明会の開催などにより、町民が混乱することのないよう周知していきます。

なお、今定例会に、これにかかる条例改正の議案を提出しておりますので、宜しくお願いします。

次に、除雪対策についてであります。

気象庁の長期予報では、今年の降雪量は、平年並みか、又は少ないとの見通しですが、近年の降雪状況を踏まえると、安心できないと思っており、除雪には、万全の体制で臨まなければならないと考えております。

町では、先月21日に除雪対策会議を開催し、幹線道路はもとより、町民の生活に欠かせない生活道路や通学路の安全確保に向けて、初動体制の確認などを行ったところであります。

また、県では、自治体ごとに対応が異なる生活道路や歩道の除雪対応の強化を図るため、昨年からは開催している道路除雪連携会議を先月22日に開催し、各市町の新たな取組に関する意見交換や情報共有を図るとともに、27日には、県と市町の情報伝達訓練を実施したところでもあります。

町では、県との連携を密にしながら、関係機関や団体の協力を得て、生活道路や通学路の安全確保に向けて、迅速な対応に努めていきたいと考えております。

また、昨年度より、各地区内の生活道路の除雪作業を支援するため、町内会が小型除雪機を購入する場合、購入額の2分の1以内で、100万円を上限とする町単独の補助制度を創設しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

2号機の新規制基準適合性にかかる審査の状況につきましては、去る10月25日に審査会合が開催され、活動性評価の対象とされた陸域の断層6本について、新たなデータを用いて、技術的な議論が行われましたが、活動性がないという最終判断には至らず、今後も、継続して審査が行われることとなっております。

北陸電力からは、次回の審査会合に向け、資料の修正・追加を行い、並行して、海岸部の断層の選定、活動性評価について説明するための作業を進めていくとの報告を受けております。

町では、北陸電力に対し、引き続き、適正な資料の整備と丁寧な説明に努め、適切に対応していくよう求めているところであります。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その概要をご説明申し上げます。

案件は、令和元年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び一部改正、財産の取得並びに処分、損害賠償にかかる和解及び損害賠償の額の決定、公の施設の指定管理の指定にかかる議案の合計21件であります。

議案第71号から議案第75号については、令和元年度の各会計の補正予算であります。

議案第71号 令和元年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、歳入では、固定資産税の調定見込みによる増額や、国・県補助金の内示や精算に伴う補正のほか、能登中核工業団地における土地売払収入の追加を主とし、歳出では、障害児通所支援事業や、みらいとうぶ定住促進奨励金の増額、さらには、都市計画道路 福野川尻橋線整備事業にかかる測量設計委託料の追加を主として、所要額を補正するものであります。

議案第72号 令和元年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、国庫支出金、県支出金及び国民健康保険、基金繰入金を増額し、歳出では、国保システム改修費及び特別調整交付金 申請支援業務費の追加のほか、過年度事業の国庫支出金等返還金の確定見込みに伴う諸支出金を増額するものであります。

議案第73号 令和元年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、後期高齢者医療広域連合からの保険料の還付金の収入を増額し、歳出では、保険料還付金として同額を計上するものであります。

議案第74号 令和元年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入では、介護給付費負担金において、県負担金を増額する一方で、国庫負担金を減額し、歳出では、介護サービス等諸費において、施設介護サービス給付事業を増額し、居宅介護サービス給付事業及び地域密着型介護サービス給付事業を減額する、予算の組み替えを主とした補正を行うものであります。

議案第75号 令和元年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、昨年8月末の豪雨及び9月の台風による防災行政無線 笹波南子局への落雷等による災害共済給付金を増額し、歳出では、人事院勧告に準じて人件費の増額を行うため、所要額を補正するものであります。

議案第76号から議案第84号については、条例の制定及び一部改正についてであります。

議案第76号 志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行され、臨時・非常勤等職員の適正な任用及び勤務条件を確保するため、新たに会計年度任用職員制度が導入されることから、条例を制定するものであります。

議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員制度が導入されることから、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第78号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第79号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じ、特別職の国家公務員の特別給、ボーナスが改定されたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第80号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準じ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第81号 志賀町富来活性化センター条例の一部を改正する条例については、富来活性化センターの運営管理の円滑化を図るため、その権限を教育委員会から

町長部局へ移管するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第82号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、施設及び運営基準が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第83号 志賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、多様化する家庭系の可燃ごみの排出方法に対応するため、新たに、10リットル及び20リットルの容量の小さい有料指定ごみ袋を導入するとともに、現行のごみ処理券の金額を見直しするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第84号 志賀町都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園に、みらいとうぶ公園及び夕陽ヶ丘公園を加え、既存の志賀町夕陽ヶ丘公園条例を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第85号 財産の取得については、観光の用に供するため、水陸両用8輪バギーを2台購入するに当たり、有限会社サポートマーケティングサービス 代表取締役 荒川 真一と1千760万円で契約し、取得するものであります。

議案第86号 財産の処分については、能登中核工業団地内の工場用地5千759平方メートルを、株式会社T S G 代表取締役 杉本 庄吾に1千440万円で売却するものであります。

議案第87号 損害賠償にかかる和解及び損害賠償の額の決定については、本年9月30日、富来七海地内の広域農道において、ごみ収集運搬業務委託業者の従業員が運転する 町所有のごみ収集車が、運転操作を誤り、和解の相手方が設置する電柱に衝突し、電柱及び架設ケーブルを破損した事故について、その損害を賠償するものであります。

議案第88号から議案第91号については、公の施設にかかる指定管理者の指定についてであります。各施設の指定の期間が令和2年3月31日で満了することから、引き続き、現在の指定管理者を令和7年3月31日までの5年間、指定するものであります。

議案第88号 志賀町地域振興拠点施設、アクアパーク シ・オンの指定管理者の指定については、シオンマネジメント株式会社を指定管理者として指定するものであります。

議案第89号 志賀町農産物直売所、みちのえき旬菜館の指定管理者の指定については、志賀農業協同組合を指定管理者として指定するものであります。

議案第90号 志賀町体育施設及び志賀町富来B&G海洋センターの指定管理者の指定については、ミズノスポーツサービス株式会社を指定管理者として指定するものであります。

議案第91号 志賀町志賀の郷運動公園施設の指定管理者の指定については、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として指定するものであります。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

寺井強議長 説明を終わります。

(質 疑)

ただいま町長から提出されました議案のうち、第85号 財産の取得について水陸両用8輪バギーを議題とします。

これより本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしとめます。

(委 員 会 付 託)

寺井強議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

寺井強議長 これより本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

寺井強議長 これより採決します。採決は起立によって行います。

町長提出第85号財産の取得について水陸両用8輪バギーを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって本案は、原案のとおり可決されました。

(休 会)

寺井強議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明4日から9日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日4日から9日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月10日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時35分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第28号

令和元年度定期監査（後期分）の結果について（報告）

2 議長報告第29号

例月出納検査の結果について

(令和元年9月24日実施)

(令和元年10月24日実施)

3 議長報告第30号

入札結果について

(令和元年9月26日 7件)

(令和元年10月11日 8件)

(令和元年10月30日 9件)

(令和元年11月8日 5件)

(令和元年11月21日 9件)

4 議長報告第31号

平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出について